

第2 障がい保健福祉施策をめぐる現状

1 障がい者の現状

(1) 障がい児・者の手帳所持者数の推移

福岡市の障がい児・者数（身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者，重複含む）は，平成22年6月30日現在（精神障害者保健福祉手帳所持者は3月31日現在）で64,374人，人口に占める障がい者の割合は4.5%であり，市民の約22人に1人が身体，知的又は精神障がいがあるという状況です。

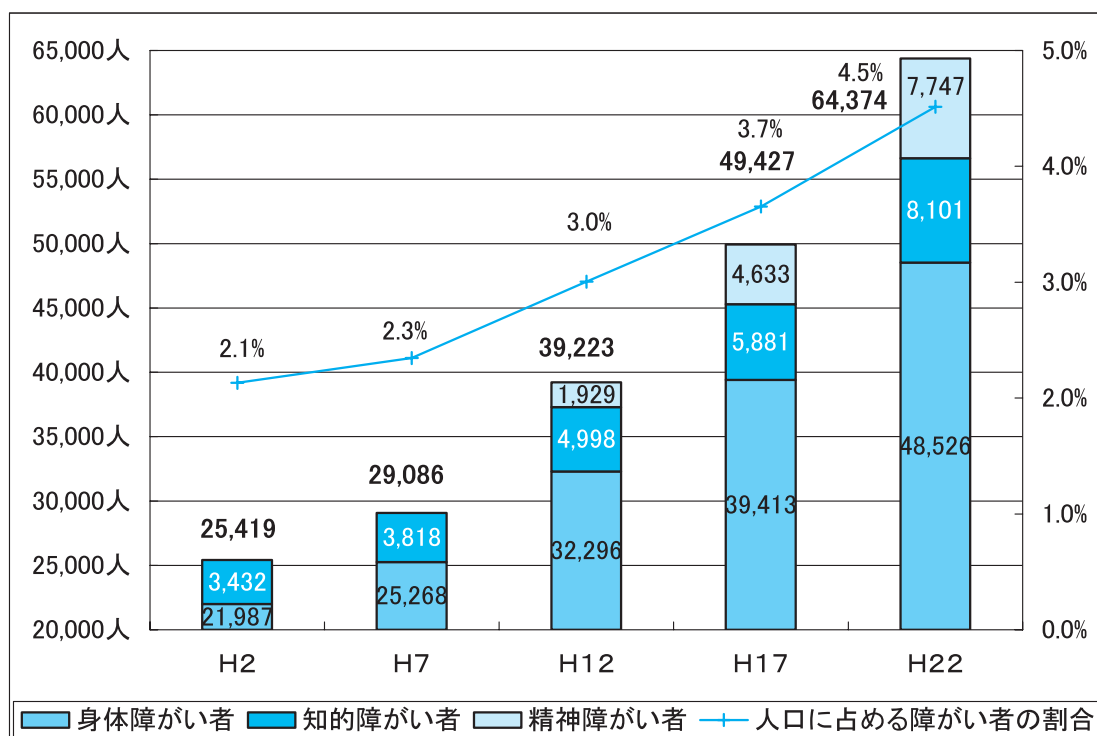
平成2～22年度までの20年間の年次推移をみると，身体障がい児は1,000～1,100人前後で大きな変動はないものの，その他はいずれも大きく増加しており，身体障がい者は平成2年度の2.3倍，知的障がい者は2.6倍，知的障がい児は2.0倍となっています。

また，人口に占める身体・知的障がい者の割合はいずれも上昇傾向にあり，特に18歳以上の身体障がい者では，高齢化の進行等の影響もあり，平成2年度：2.3%から平成22年度：4.0%～1.7ポイント上昇しています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者は，7,747人であり，平成12～22年度までの10年間の年次推移をみると，4.0倍となっています。

「福岡市精神障がい者の実態と保健医療福祉サービスに関する調査」によると精神疾患の患者数は，平成22年9月30日現在で29,450人であり，市民の有病率は，2.1%で，市民の約50人に1人が精神疾患のために入院又は通院しているものと推測されます。また，平成12～22年度までの10年間の推移をみると，患者数で1.8倍に増加，有病率では1.6倍に増加しており，特に外来患者の増加が著しくなっています。

障がい者数及び人口に占める割合の推移



(注)平成17年度調査までの統計は手帳未所持者を含んでいたため，未所持者を除外して再集計を行っている。

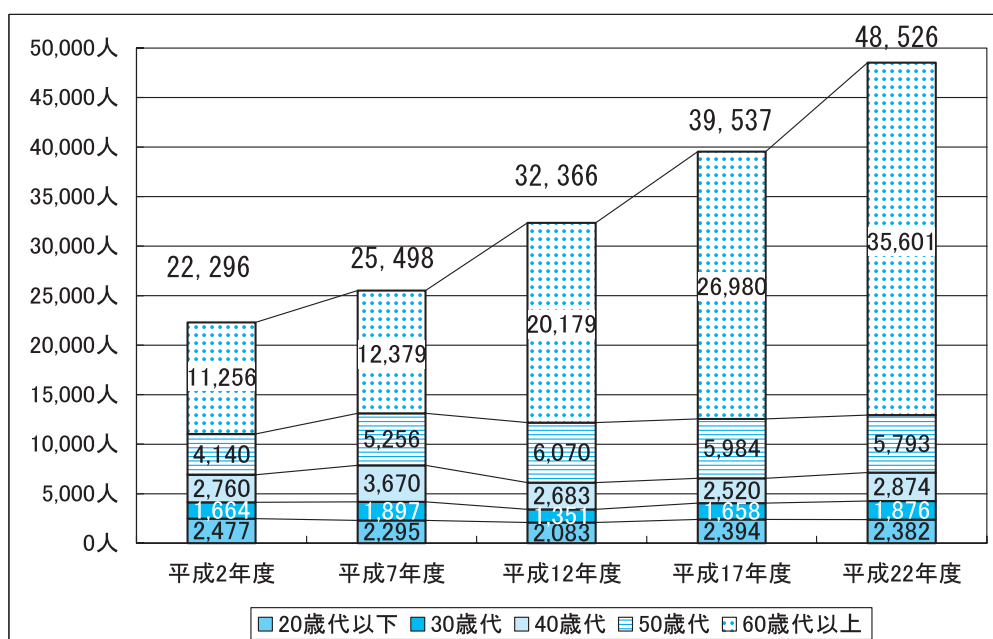
(注)精神障害者保健福祉手帳は，平成7年10月から開始。7年度は未集計

(2) 障がい者の年齢構成の推移

身体障がい児・者（身体障害者手帳所持者）は48,526人で、18歳未満1,110人（身体障がい児・者全体の2.3%）に対して、18歳以上は47,416人（同 97.7%）となっており、18歳以上が大半を占めています。

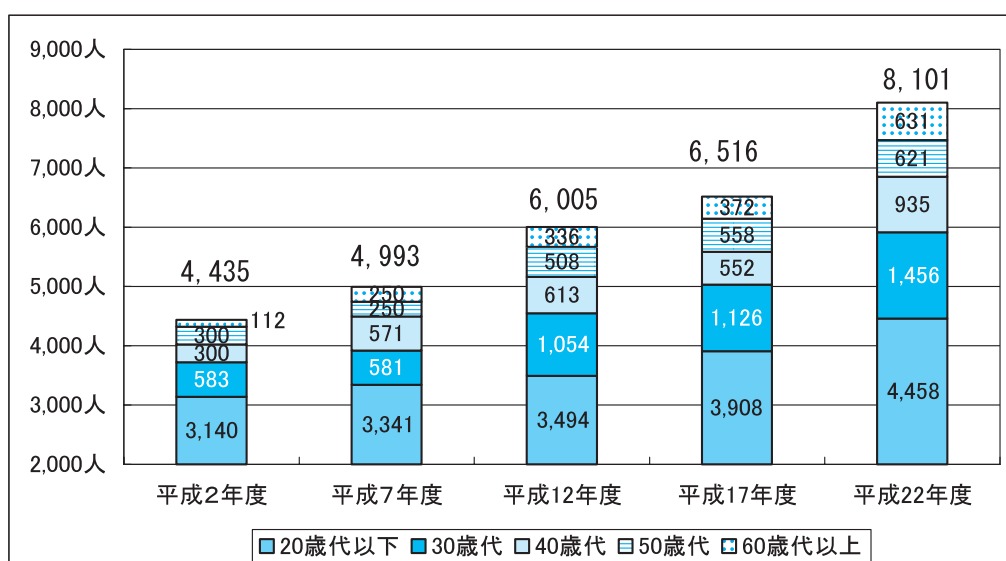
一方、知的障がい児・者（療育手帳所持者）は8,101人で、このうち、18歳未満が2,340人（知的障がい児・者全体の28.9%），18歳以上が5,761人（同 71.1%）であり、身体障がいに比べて18歳未満の児童の占める割合が高く、全体の3割弱が児童です。

身体障がい者の年齢構成の推移



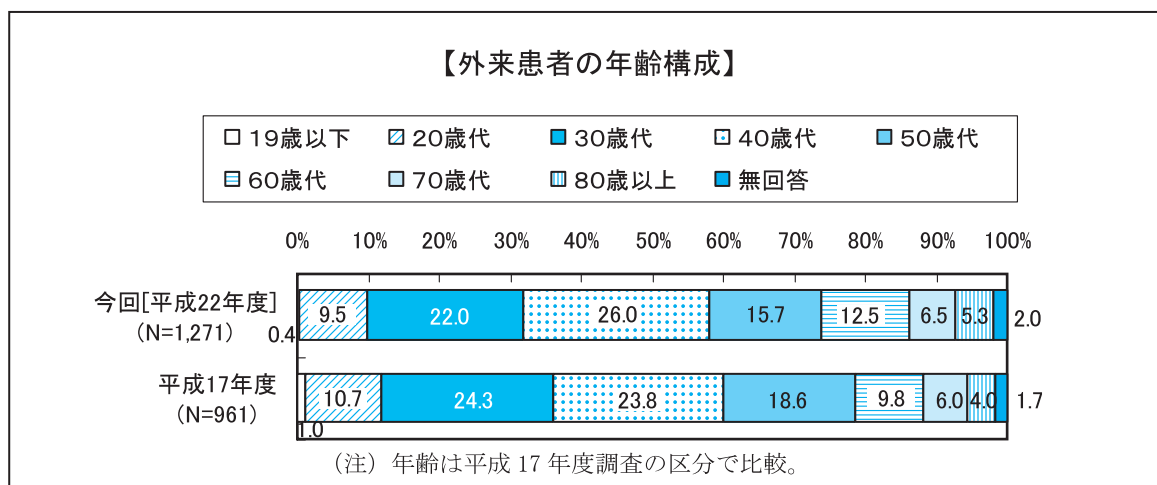
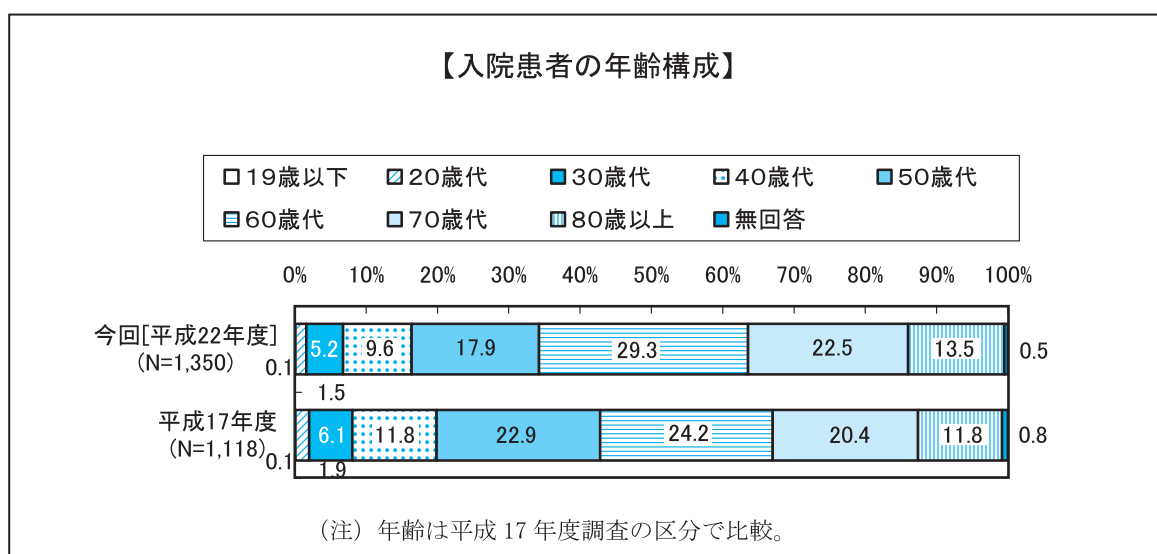
(注) 年齢別人数については、平成17年度調査までの統計は手帳未所持者を含む。

知的障がい者の年齢構成の推移



(注) 年齢別人数については、平成17年度調査までの統計は手帳未所持者を含む。

また、精神疾患の患者数は 29,450 人で、入院患者数は 3,550 人、外来患者数は 25,900 人であり、入院患者数は若干減少しているものの、外来患者数は 1.8 倍となっています。入院患者の年齢構成では、60 歳代（29.3%）が最も多く、次いで 70 歳代（22.5%）となっており、平成 17 年度調査³と比較すると、60 歳以上の高齢層の占める割合は、65.3%（H17 年度 56.4%）と高くなっています。一方、外来患者の年齢構成では、40 歳代（26.0%）が最も多く、次いで 30 歳代（22.0%）となっており、H17 年度調査と比較すると、60 歳代や 40 歳代の占める割合がやや高くなっています。

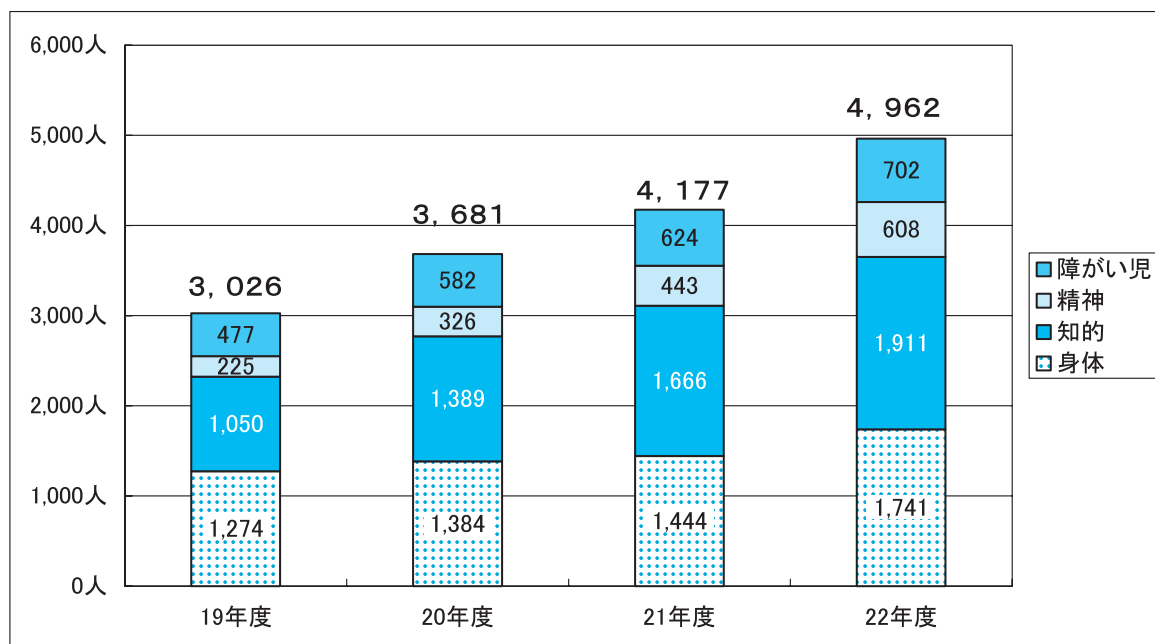


³ 平成 17 年度調査

平成 17 年度に実施した「社会復帰に関する実態調査」のことで、同様に平成 22 年度に実施した「福岡市精神障がい者の実態と保健医療福祉サービスに関する調査」と比較しています。

(3) 障がい福祉サービス利用決定者数の推移

障がい福祉サービスを利用している人(障がい程度区分認定を受けている人)は、障害者自立支援法施行時の平成 19 年度は約 3,000 人でしたが、平成 22 年度末で約 5,000 人となっており、3 年間で約 1.6 倍の伸びを示しています。

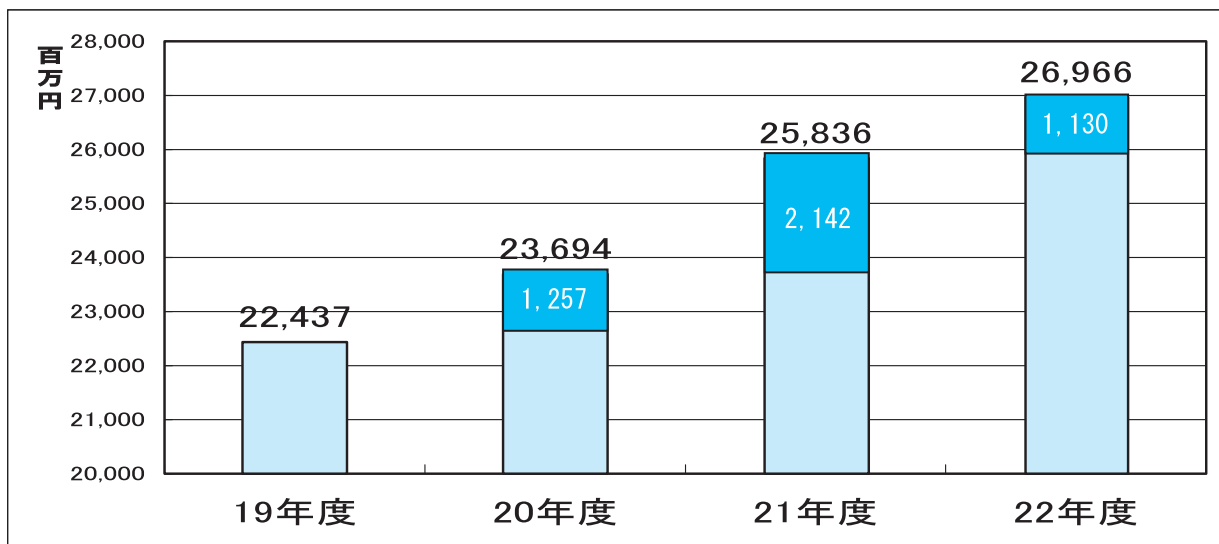


(注)利用決定者数は、障がい程度区分認定者数。

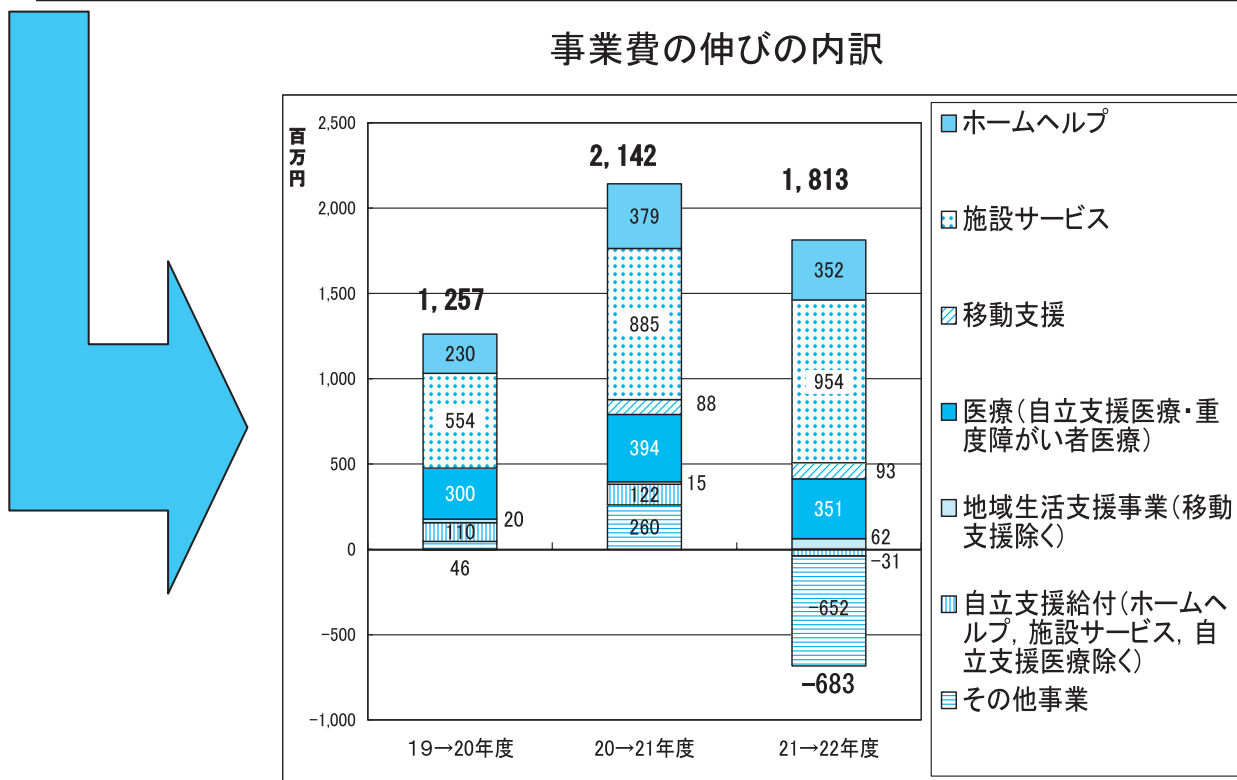
2 障がい保健福祉施策関連事業費の現状

福岡市の障がい保健福祉施策関連事業費は、障がい者の増加などによりサービスの利用が毎年増加しており、平成 19 年度と平成 22 年度の事業費を比較すると約 45 億円増加しています。その主な原因としては、地域移行によるホームヘルプ利用者の増加や障がい者医療助成、新体系移行⁴に伴う施設サービスの増加が挙げられます。

事業費(障がい保健福祉費)の推移



事業費の伸びの内訳



(注)事業費は、障がい保健福祉費の決算額

⁴新体系移行

新体系移行とは、旧身体障害者福祉法等に基づく障がい者福祉施設等が、障害者自立支援法に基づく新体系施設へ移行することです。